

第1回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日時 : 平成17年5月30日(月)午前10時30分～11時30分

2 場所 : 国際交流プラザ第3会議室

3 出席者

(1) 委員

多賀谷一照会長、中曽根玲子副会長、秋谷正樹委員、伊藤久恵委員、稲垣総一郎委員、小賀野晶一委員、仲田銀委員、藤田雅夫委員、平戸美和子委員、松戸義明委員

(2) 事務局

藤代総務局長、太田総務部長、鈴木総務課長、大曾根市政情報室長、若菜総務課主査、酒井総務課主事

4 議題

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会について

(2) 情報公開制度について

(3) 個人情報保護制度について

(4) その他

5 議事の概要

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会について

事務局から説明を受け、質疑応答した。

(2) 情報公開制度について

事務局から説明をした。

(3) 個人情報保護制度について

事務局から説明を受け、質疑応答した。

(4) その他

6 会議経過

(事務局 太田総務部長) 皆さん、おはようございます。ただいまから千葉市情報公開・個人情報保護審議会第1回会議を開催させていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は総務部長の太田でございます。本日の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は事前に委員の皆様方には御了解をいただきまして、公開の会議とい

うことで開催をさせていただいております。

それでは、開会に当たりまして、藤代総務局長からごあいさつを申し上げます。

(事務局 藤代総務局長) 皆さん、おはようございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、また本日は足元の悪い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより市政に対しまして多大なる御支援、御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

昨年度は、情報公開制度並びに個人情報保護制度について見直し等を図るため、市長からの諮問により情報公開審議会並びに個人情報保護制度運営審議会の両審議会において熱心な御議論を経て答申をいただき、大変ありがとうございました。これらの貴重な御意見に基づき、関係条例の改正等を行うことができたわけでございます。

ところで、既に新聞等で報道されておりますが、先月初めに個人情報の不適正な取り扱いに関する事件が発生してしまいました。条例改正を行い、新たな個人情報保護体制がスタートした矢先にこうした事件が発生しましたことはまことに遺憾であり、心からおわびを申し上げます。今後、このような不祥事が発生しないよう責任体制を明確にするとともに、全職員に対し再度研修を行うなど、個人情報の適正な取り扱いについて周知徹底を図ったところであります。なお、事件の詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

さて、情報公開審議会と個人情報保護制度運営審議会を統合して新たに情報公開・個人情報保護審議会を設置することといたしましたが、本日はこの新しい審議会の第1回目の会議となりますので、条例改正等による制度の概要を御説明することとしております。どうか委員の皆様方には、本市の情報公開並びに個人情報保護制度の推進のため、今後とも一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、委員皆様方の日ごろよりの市政へのお力添えに改めて感謝を申し上げますとともに、ますますの御健勝と御活躍を心からお祈りを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

(事務局 太田総務部長) それでは、後ほど委員の皆様方には資料で御説明を申し上げますけれども、当審議会設置条例の附則によりまして、個人情報保護制度運営審議会の委員の皆様方を本審議会の委員とみなすことで設置をされております。したがって、委員の方々には変更ございませんので、会長並びに副会長につきましては、会長には多賀谷委員、副会長には中曽根委員ということで引き続きお願いを申し上げます。よろしく願いしたいと存じます。

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会について

(多賀谷会長) それでは、議事次第(1)千葉市情報公開・個人情報保護審議会についてを議題といたします。資料の御説明をお願いします。

(事務局 大曽根市政情報室長) それでは、資料2の条例の主な内容の1ページをこら

んいただきたいと思います。なお、資料3の千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例もあわせてごらんいただきたいと存じます。

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例制定の趣旨でございますが、情報公開審議会と個人情報保護制度運営審議会を統合し、新たに千葉市情報公開・個人情報保護審議会を設置するために条例を制定いたしました。これは、平成14年度から平成16年度までの3か年で実施すべき本市の行政改革推進計画で附属機関の統合が位置づけられていることから、情報公開及び個人情報の4つの附属機関のあり方について千葉市個人情報保護制度運営審議会及び千葉市情報公開審議会に諮問を行い、昨年11月にいただいた答申に基づくものでございます。

当審議会の所掌事務でございますが、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査、審議し、または市長に意見を述べること及び個人情報保護条例の規定により、その権限とされている事項を処理することでございます。

審議会の委員の定数は10人以内で、任期は2年でございます。

4の経過措置では、委員の任期半ばで両審議会の統合を行うこととなりますので、条例上、審議会の権限が多岐にわたり、かつ専門性の高い個人情報保護制度運営審議会の委員を引き続き委員として委嘱されたものとみなし、その任期を平成18年3月31日までとしております。以上です。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいまの事務局の説明の中に何か御質問等ございませんでしょうか。

(「特にございません」と言う者あり。)

(多賀谷会長) 私から一つ。この審議会の所掌事務のところ、重要事項について諮問で調査及び審議するのは、情報公開と個人情報保護の両方ですけれども、規定によりその権限に属された事項というのは個人情報保護条例の方だけになっていることについて御説明できますか。要するに、情報公開について権限を持ってないということですか。

(事務局 若菜総務課主査) 個人情報保護条例に関しましては、従前ですと個人情報保護制度運営審議会でしたが、そちらに権限を持たせたものを引き続き統合した審議会で権限を持たせる規定にしております。具体的には、資料の5、個人情報保護条例をごらんいただきたいと思います。その中で4ページの第7条第2項第9号で、まず市が個人情報を収集する際の制限としまして、審議会に意見を聴くという規定になってございます。

続きまして、5ページに行ってくださいまして、第8条第1項第6号でございます。こちらは市が実施機関の持つております個人情報を利用及び提供をする際に制限を設けてある規定でありまして、その際に審議会の意見を聴く権限を与えているものでございます。

続きまして、次の6ページの第10条でございますが、こちらは電子計算機処理の制限のところでございますが、まず第1項では、思想、信条及び宗教に関する個人情報、いわゆるセンシティブ情報と言われているものでありますが、このような情報を電子計算機処理する際に審議会の意見を聴くという規定が第10条の第1項でございます。

続きまして、第2項の国等の提供の際に、あらかじめ審議会に意見を聴くという規定が新たに設けられております。さらに、その第10条の第3項では、個人情報を入力した際に、通信回線を結合する場合に、あらかじめ審議会に意見を聴くという規定でございます。これが諮問事項でございまして、さらに報告事項というものがございます。

(多賀谷会長) 報告事項は情報公開と共通ですから、報告事項は結構です。情報公開には、同じような報告事項以外にメー的な権限が書いてあるところはないと理解してよろしいですね。

(事務局 若菜総務課主査) はい。

(多賀谷会長) 要するに、情報公開の場合には基本的に実施機関がどのように情報公開に対応してきたかということの報告を聴くというのが主たる役目なわけですがけれども、個人情報の場合はそれだけではなくて、具体的に提供とか、あるいはオンライン接続の場合に、条文に書いてないような問題のときに、この審議会に諮ってそれを決めるという、その意味でやや重要な役割があるという、それゆえ別記された。よろしければ、次に移りたいと思います。

(2) 情報公開制度について

(多賀谷会長) 次に、議事(2)情報公開制度についてを議題といたします。どうぞ、御説明願います。

(事務局 大曾根市政情報室長) それでは、引き続き資料2の2ページをごらんください。また、資料4の千葉市情報公開条例もあわせてごらんいただきたいと存じます。

千葉市情報公開条例の一部を改正した趣旨でございますが、千葉市情報公開審議会の答申を踏まえ、指定管理者が公の施設の管理業務に関して保有する情報の公開について定めるとともに、千葉市情報公開審議会を廃止したほか、規定の整備を図ったものでございます。

改正内容でございますが、指定管理者は、公の施設の管理に関して保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずることを義務づけ、指定管理者は、市の情報公開条例に準じた情報公開規程を整備し、情報公開制度を実施するようにしたものでございます。

また、千葉市情報公開審議会と千葉市個人情報保護制度運営審議会を統合し、千葉市情報公開審議会を廃止したほか、その他規定の整備を図ったものでございます。以上であります。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいまの御説明について何か御質問等ございますでしょうか。

審議会の統合は、特に御質問等はないでしょうけれども、指定管理者の情報公開について出資法人に準じて措置がとられる。どのような措置がとられるかについては、今後、実際に指定管理者が設けられた後にこの審議会に報告していただくということで理解してよろしいでしょうか。ほかの方、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」と言う者あり。)

(3) 個人情報保護制度について

(多賀谷会長) それでは、次に、議事(3)の個人情報保護制度についてを議題にいたします。御説明をお願いします。

(事務局 大曽根市政情報室長) それでは、引き続き資料2の2ページをごらんください。また、資料5の千葉県個人情報保護条例もあわせてごらんいただければと存じます。

千葉県個人情報保護条例を改正した趣旨でございますが、千葉県個人情報保護制度運営審議会の答申及び平成17年4月1日に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえまして、個人の権利利益の一層の保護を図るため、新たに個人情報の利用停止請求権及び市職員、指定管理者を含む受託事務に従事している者に対する罰則を規定したほか、その他所要の改正を行ったものでございます。

改正内容についてでございますが、(1)の総則では、アの目的の規定を「個人の権利利益の保護をすること」が本条の最終目的であることを明確にするため、行政機関法と同一の表現とし、またイの定義では、罰則規定の構成要件を明確にするため、新たに個人情報ファイルが個人情報を含む情報の集合物であって、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものとしたものでございます。

次に、(2)の実施機関における個人情報の取り扱いの主な改正点は、まずエの電子計算機処理の制限についてございまして、実施機関以外のものとの間において個人情報を提供するため通信回線による電子計算機の結合の原則禁止を改め、審議会の意見聴取としたものでございます。

オの個人情報の適正な管理については、市の責務を「個人情報を正確かつ最新の状態に保つ」など、各号列記とすることで明確化を図ったものでございます。

カの委託に伴う措置については、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、市が個人情報を取り扱う事務を委託するときと同様に、個人情報の保護に必要な措置を講ずることとしたものでございます。

また、個人情報を取り扱う事務の受託者、指定管理者を含めてでございますが、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び棄損の防止に加え、個人情報を正確かつ最新の状態に保つなどの責務を課すとともに、指定管理者が行う業務に従事している者に新たに守秘義務を課したものでございます。

次の4ページをお開きください。(3)の個人情報の開示、訂正及び利用停止では、アの開示請求ですが、第14条の請求の手続は、請求書の書面に不備があった場合に補正を求めることができる規定を新たに加えたものでございます。

第15条の開示義務は、行政機関法及び情報公開条例との整合性を図るため、不開示情報の規定を改めるもので、第17条から第23条までの裁量的開示、存否応答拒否、大量請求等に対する特例、事案の移送、第三者に対する意見書提出機会の付与等の規定につき

ましても、いずれも同法及び同条例との整合性を図るため、新たに設けたものでございます。

イの訂正請求ですが、第28条で訂正請求できる期間を開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にならなければならないとしたほか、第29条の請求の手続ですが、請求の際に必要な証明書類の提出義務規定を削除したものでございます。

また、第30条から第35条までの訂正義務、訂正決定等の期限の特例、事案の移送、個人情報の提供先への通知の規定は、いずれも行政機関法との整合性を図るため、新たに設けたものでございます。

次の6ページをお開きください。ウの利用停止請求ですが、第36条に自己に関する個人情報が条例の規定に違反して収集、利用、提供又は保有されていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、削除又は提供の停止を請求できることを新たに規定したものでございます。

また、第37条から第40条までの規定は、いずれも行政機関法との整合性を図るため、新たに設けたものでございます。

(4)の不服申立てでは、アの個人情報保護審査会への諮問は、開示決定等について、行政不服審査法の規定による不服申立てがあった場合に、実施機関は不服申立てが不適法で却下するとき等を除いて、個人情報保護審査会に諮問し、その旨を不服申立人等に通知しなければならないこととしたものでございます。

(5)の個人情報の保護に関する施策では、アの苦情処理のあっせん等ですが、事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん等について、市長が必要な措置を講ずるよう努めることとしたものでございます。

(7)の罰則では、個人情報の保護措置を実効性あるものとするため、新たに行政機関法に準じて罰則の規定を設けたものでございます。

アは、実施機関の職員と指定管理者を含む受託業者の業務の従事者が、正当な理由がなく、公文書であって、個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供したときには、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するものでございます。

イは、アの場合と同一の対象者が、その業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときには、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科するものでございます。ア及びイは、行為者に加え、受託業者等としての法人に対しても罰則を適用する両罰規定とするものでございます。

ウは、実施機関の職員が、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科するものでございます。

エは、偽りその他不正な手段により、個人情報の開示を受けた者に5万円以下の過料を課するものでございます。

(8)の千葉市個人情報保護制度運営審議会の廃止では、先ほど御説明いたしましたよ

うに、附属機関の統合により千葉市情報公開・個人情報保護審議会が設置されますことから、千葉市個人情報保護制度運営審議会を廃止したものでございます。

最後に、所要の経過措置を設けております。以上でございます。

(多賀谷会長) ありがとうございます。この条例は、条例策定に関する委員会等の、私ほかこのメンバーの何人かの方が御参加いただき、委員会での答申を受けて市の方として条例案としてつくられたものだと思います。大幅に国の行政機関法を参考にして書きかえられておりますけども、御質問等、何でもどうぞお出しください。

(平戸委員) 不正な手段というのは何となくわかりますが、最後の8ページの工、偽りその他不正な手段、偽りとは何でしょうか。

(多賀谷会長) 他人が本人であるような偽装をしてということだと思っんです。

(平戸委員) 情報の開示を受けた者が罰金ですね。

(多賀谷会長) そうです。条例に基づいて開示請求をするときに、ほかの方が、例えば自分が平戸であると言って開示請求をしたと、そういうことです。

(平戸委員) 開示請求をして開示を受けた者、わかりました。

(多賀谷会長) そうです、そういう意味です。実施機関の方が逆に収集する方はウの方で非常に重い規定になっております。個人から必要もないのに個人情報を取り上げた、収集した場合にはこちらの方になります。工は、職員ではなく市民の方についてです。

(伊藤委員) 個人情報ファイルということが先ほどから2回ほど出てきているんですが、例を出して御説明いただきたいと思いますのでお願いします。

(事務局 大曽根市政情報室長) 要は、電子情報でファイルになっている何百件もの個人情報があったとしますね。それをあいうえお順に並べて、検索しやすいようなものをつくる、そういうものを予定しております。

(事務局 太田総務部長) イメージとしましては、具体的にはフロッピーディスクでありますかとMDでありますとか、物としてはそういった磁気媒体ですね。

(多賀谷会長) 例えば固定資産税課税台帳とか、あるいは住基台帳等、住基台帳は厳密に言うと法律で規定がありますが、基本的にそういうものが個人情報ファイルです。そうすると、伊藤先生のお名前を探すと、それでぱっと伊藤先生に関する情報が出てくる。そういうものは個人情報ファイル。例えば、伊藤先生の名前がどこかに入っていたとしても探し出せないといえますか、要するにちゃんとリストを重ねてないのは個人情報ファイルではないということになります。例えば、この記録も多分電子化されていると思うんですよ。この中に伊藤先生の名前が入っていますが、それはその委員一覧その他載っているわけですけども、それは電算機を回しても出てこない。伊藤先生のファイルじゃなくて、あくまでも委員会のファイルですから、それは個人情報ファイルではないです。

(秋谷委員) 最近、住民票の閲覧ということで、それによって殺人事件等が発生している現況で、もう幾つかの団体では閲覧を規制するような状況も聞いておりますけども、千葉市ではその辺はどういうふうになっておりますか。

(事務局 太田総務部長) 花見川区でそういう御指摘のような業者と思われる人の閲覧の中で紛失をしたということが発生したわけですが、それを受けまして前回の個人情報保護制度運営審議会にも御説明し、いろいろ御意見もいただいたところですが、そうした御意見などを踏まえて、きちっと監視できる場所を設けております。職員が監視できるような体制を再度組み直すとか、提出した名簿を必ず戻すときはきちっと確認をして棚に戻し入れるとか、そうした管理面の問題。

もう一つは、手数料を取るわけですが、その手数料の額を2月議会で引き上げております。そうした対策等を講じてきており、新聞等でも報道されているようでございますが、そうしたあり方についても国の方では協議検討は始まっているようでございます。そうした動きも注視をしていきたいと思っております。

(事務局 大曽根市政情報室長) あと、今まで実は町丁別で閲覧いただいていたんですが、例えば中央区 1丁目といったら、中央区 1丁目のリストをそのままお見せしていたんですが、町丁別をやめまして、世帯ごとということで、お渡しする件数をより少なくし、より閲覧できないようにしております。

(多賀谷会長) 早晚、法改正されるだろうと思っておりますけれども、今のところ、住基台帳法によって見ることができることになっております。セッティング法ですけどね。

そのほかございますか。

(4) その他

(多賀谷会長) それでは、議事(4)にその他とありますが、事務局から何かございますか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 先日、事件報告等ございました小山町の産業廃棄物処分場の建設計画に係る個人情報の漏えいについて、御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ペーパーを2枚お配りさせていただきました。そのうちの1枚目の概要をまず御説明させていただきます。

千葉市緑区小山町で建設計画が進められている産業廃棄物最終処分場の建設に関して、地元住民による反対運動が起きている状況でございます。その反対派住民の代表等6名の団体名、氏名、住所、電話番号が記載されたリストが農業委員会事務局係長から産業廃棄物指導課係長に渡され、当該産業廃棄物指導課係長が建設を計画している川崎市の事業者に対して、そのリストをこれら代表者の方の了承を得ずにファックス送付したものでございます。

このリストを受領した事業者は、リストに掲載されていた6名にあてて、反対のための反対は受け入れられませんという内容の文書を送付しました。ファックスを送付したことにより、個人情報が漏えいされたとして当該代表者から抗議書が提出されたほか、東京都にございます廃棄物処分場問題全国ネットワーク、大橋光雄事務局長が両係長を地方公務

員法の守秘義務違反及び千葉市個人情報保護条例第59条違反として告発し、県警はこれを5月19日に正式に受理いたしました。

なお、リストに掲載された6名中4名については団体名、氏名、住所を記載した請願書が3月15日付で市議会に提出されており、残り2名については町内会長名簿に記載されております。この名簿は町内会長名簿ですけれども、市内の全町内会長に配付されるとともに、市役所全課並びに市議会議員に配付されております。

この市の対応でございます。まず、(1)の事実確認と職員の処分ということで、事実関係を調査するため、環境局が中心となり関係職員に事情聴取いたしました。調査結果は別紙のとおりです。

また、職員監察委員会を開催しまして、両係長を地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止違反で4月27日付懲戒処分、これは減給を行いました。

再発防止策でございます。総務局長から各局長あてに所属職員に対して個人情報の適正な取り扱いについて周知徹底をするよう、改めて通知いたしました。また、全課長を対象とした研修の中で、個人情報を取り扱う上での留意点等を説明し、これに基づき職場研修を行うよう指導しました。また、個人情報保護の周知徹底を図るため、全職員に配付するハンドブックを作成することといたしました。これは今、作成中でございます。

(多賀谷会長) 2枚目は説明等ありますか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 2枚目は詳しく、日目を追って御説明させていただきます。まず、3月21日に農業委員会の係長は農業委員から「小山町の処分場の件で小山町、大椎町水利組合が問題となっている、担当課に話をしてほしい」と言われ、この係長は農業委員の依頼の真意を確認しないまま、業者が水利組合に説明していない、説明に行かせないといけないと思ひ込みまして、翌日の22日に農業委員会の係長がまた産業廃棄物指導課の係長を訪ねまして、「最終処分場の件で水利組合と協議が整っていないようだが、調整をお願いしたい」と言ったと述べております。一方、産業廃棄物指導課の係長は、緑区の農業委員に小山町、大椎町水利組合の説明が終わっていないので事業者はその旨、話をしてもらいたい、水利組合が説明を希望していると農業委員会の係長から依頼されたと述べております。

なお、両係長の証言の違いについて、農業委員会の係長は、産業廃棄物指導課の係長に説明会の実施ととられても仕方がない対話であったと述べております。

この依頼を受けまして、産業廃棄物指導課の係長は水利組合の連絡先を調査しましたが、結局わからなかったため、農業委員会の係長と直接話をするように事業者へ連絡をいたしました。

3月30日に事業者から農業委員会の係長に水利組合の連絡先について問い合わせがあったわけでありまして、これを受けまして、3月31日に農業委員会の係長は、農業委員に事業者が知りたがっているため水利組合の連絡先を調べてほしいという依頼をしたところ、この農業委員さんはすぐにはわからないので、明日ファックスで届けると述べたそうです。

4月1日、これが実際に送付された日ですが、農業委員会の会長あてに農業委員から反対者6名分の氏名等が記載されたメモがファックスされ、同係長はこのファックスが見つからなかったのでワープロで浄書しました。水利組合以外にも5名の名前があり、反対者となっていたため疑問に思ったが、農業委員に確認しないままこれを産業廃棄物指導課の係長に手渡したということでございます。

水利組合の名簿をお願いしたのに反対者の名簿が入ってきた。なぜ、反対者の名簿だったのかというのを確認しないまま産廃の係長に渡してしまったということです。

農業委員会の係長さんは、手渡す際に、「先日、相談した件ですが、これが農業委員から送られてきた名簿です。事業者とこれで調整してください。送付するかどうかはお任せします。個人情報なので慎重にお願いしたい」と言ったと述べております。

一方、産業廃棄物指導課の係長は、農業委員会の係長が名簿を持参した際に「この前の件のほかに6件の追加がありましたので、事業者の方に連絡をお願いします」と言われた。反対派の名前等があり、個人情報であったので、説明会を希望しているのか念を押して聞いたら、「そうだ」と言われたことから、事業者にファックスをしたと述べております。

この両係長の証言の違いについて農業委員会の係長は、記憶にないが、業者に渡さないようにというような十分な説明をしなかったため、そうとられても仕方のないような言い方だったかもしれないと述べております。

以上が反対者住民のリストが事業者へ渡るまでの経緯でございます。

(多賀谷会長) なかなかややこしい話で、しかも法律ができた途端に、余り名誉なことじゃないですけども、実質的に初めて適用が問題になったケースでございます。ご質問はどうか。この農業委員というのはどういう性格でしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 条例の対象にはなっております。

(多賀谷会長) 農業委員というのは、純粹なる個人ですか。それとも。

(稲垣委員) 一応、公選ですので、選挙で。

(事務局 太田総務部長) 特別職の公務員です。

(多賀谷会長) だから、農業委員自体もこの条例の適用を受けますかね。

(事務局 太田総務部長) 受けます。

(多賀谷会長) 告発されているのは市の職員2人ですけども、農業委員は善意な公務員。責任はないんでしょうか。両方集めて渡してしまったのは農業委員なんですよ。

(事務局 大曽根市政情報室長) ただ、農業委員さんは市から、事業者が知りたがっているんで名簿をくださいと言われたんじゃないで、市が欲しがっていると聞いていると。市が業務で使うので、水利組合じゃなくて反対者のリストが欲しいと言われたと農業委員は言っているそうです。

(事務局 太田総務部長) それぞれの思い違い、行き違いだったんだと思います。

(多賀谷会長) そういう反対者の情報を市が出してくれと言っていなくても、農業委員は集めていいのですか。事業はやっていたでしょうけど、個人情報保護条例のもとにおい

ては、当然できるとは限らないわけですから。そのほかございますか。

(「はい」と言う者あり。)

(伊藤委員) 今、御説明いただいた資料の市の対応というところの1番で地方公務員法第33条の規定によりというのは、ここには載っているのですか。

(秋谷委員) これは載ってないですね。

(伊藤委員) この第33条というのはハンドブック等で調べればわかるのでしょうか。

(事務局 大曽根市政情報室長) 今日はお持ちしていませんが、地方公務員法の中にそういった規定がございます。

(多賀谷会長) 国家公務員法もほとんど同じで、公務員が職務上知り得た秘密を漏えいしてはいけないという規定がありますよね。

(事務局 大曽根市政情報室長) 今回は守秘義務違反ではなくて、あくまでも信用失墜行為です。

(多賀谷会長) 信用失墜の方なんですか。

(事務局 藤代総務局長) 要するに、この反対者の人たちの名前は議会への請願等に出ていると。ですから、秘密のものではない。あと2人の町内会長も、町内会長名簿というのが議員あるいは市役所の各課等に配られているので、これは秘密ではないと。守秘義務違反で告発されましたが、私どもは守秘義務違反ではないという判断で、信用失墜行為で処分をしたということです。

(「よろしいですか」と言う者あり。)

(稲垣委員) 今の議会に請願が出ているのは反対者ということで分かるのですが、町内会長で名簿が公開されているというのは、直接関係ないように思います。それだけで守秘義務がないのでしょうか。

(多賀谷会長) 守秘義務というのは、実質的に秘密になっていることです。

(稲垣委員) 町内会長だからって反対しているとは限りませんよね、いろいろな町内会長がいます。ですから、町内会長で名簿が公開されているということで守秘義務はないというのはちょっと意味がわかりません。

(事務局 太田総務部長) 地元の方では小山町の町内会長が先頭になってという。

(稲垣委員) 公知の情報があるということですか。反対運動をするときに顔を見てやっていますから、当然知っていますよね。

(事務局 太田総務部長) ですから、厳密に守秘義務という形を運用していくのはなかなか制約の難しさがあるわけですね。

(多賀谷会長) この場合はおそらく守秘義務はきついでしょうね。この条例の条文も第59条なわけですけども、第57条とか第59条の場合には、個人の秘密に属するという表現を使っています。そちらは、その意味で守秘義務とやや近いので、第57条、第59条を適用したいところだけど、第57条についてそれは適用できない。だから、第59条でいう個人の秘密に当たるかどうか。

今言ったように町内会長であるとか、地元ではもうオープンだということ、第59条で告発するというのはちょっと困難だろうと思います。

(事務局 大曽根市政情報室長) また、反対運動するということで署名が何千名分も集めてございまして、集めるときに当然、自分たちの名前を出したりしながら集めているわけですから、それが果たして個人の秘密として保護すべきかどうなのかということもございまして。

(多賀谷会長) もう一つ、ちょっと違うことをお聞きしますけれども、この場合、町内会が関与していますよね。町内会はこの条例の適用は直接受けないと理解してよろしいんでしょうか。しかし、基本的に町内会の場合には、そういう意味において地方自治体ではないから、個人情報保護法、基本法の方の適用が問題になる。その場合には、基本的に5千人以上ですよ。大体こういう町内会というのは5千人を超えますか。以下ですか。

(事務局 太田総務部長) 以下ですね。

(仲田委員) いいですか。町内会によっては5千を超えているところがあります。ほとんどが5千は超えていませんけども、大体、団地だとか、こういったところは町会が大きいですから非常に多いわけです。

(多賀谷会長) 町会は全部の名簿を集めていますか。

(仲田委員) 毎年、町内会のしおりというのをこしらえています。それに全部網羅されていますから。

(多賀谷会長) 当然5千は超えるわけですか。

(仲田委員) 今、大体会員は20何万となっています。名簿には会長の名前と住所と電話番号と町会の組数、会員数、こういったものは載っています。

(多賀谷会長) それぐらいだったら5千は超えないんでしょうね。さっきおっしゃったように、マンションやなんかの場合に5千を超えた場合には、一応、個人情報取扱事業者ですね。それで恐らく問題になり得るのは、その場合に監督者はだれになるのでしょうか。総務大臣ですかね。

(事務局 太田総務部長) 原則はそうですね。

(多賀谷会長) だが實際上、市がやれという話になりますけどね。

(事務局 太田総務部長) 苦情とか、そういったものがあれば。

(多賀谷会長) 苦情といたしますか、権限の規定がありますから。1つでも取扱事業者になっているのですから、町内会による個人情報の取り扱いについて何らかの基準をつくらざるを得ないような気が、私はします。特に町内会の情報、町内会名簿の情報は外へ漏れているわけですよ。

(伊藤委員) 今、会長さんがおっしゃったように、私の町内でも名簿は2年に1回更新するので、それが最近、問題になっています。業者に会長さんが委託するんですけど、これは完全に漏れているなっていうことですので、これからは問題にしてほしいと思います。書類をとらないで、各町内会で各班長さんが回して強制的に書くように、2年に1回更新

されますので。

(事務局 太田総務部長) 皆さんがいろんなお互い利益になる情報は、その組織の中で共有しているはずなんですね。ですから、それをまたどなたかが運用してしまうということになると、それは町内会自体として問題があるわけですね。市として基準をつくってお示しするというような方法もあると思いますけれども。

(稲垣委員) 会長さんがおっしゃったのでわかったんですが、結局、町内会名簿というのは会員に名簿を配っているだけで、もともと公開するようにはできてない。今おっしゃったようにたまたま漏れることはあるかもしれないけど、公開するのが目的じゃない。会員に配っているだけです。ですから、町内会名簿があるから公知の事実だとは一概に言えない。

(事務局 大曾根市政情報室長) 私が御説明したものは会長さんの名簿を公開する目的、そういういろんなところに配る目的でつくらせていただきました。会員の名簿じゃなく、会長さんの名簿です。

(多賀谷会長) 今までだってそうなんですが、これからは多分そうはいかなくなっちゃう。大学でも同窓会名簿、住所とか電話番号は全部とってしまうとか、学校の中もみんな法律の適用を受けますから。

(仲田委員) 町内自治会の名簿の関係ですが、これは私の方でも千葉市町内自治会連絡協議会、理事会で討議しました。この町内自治会の名簿を作成するかしないか。作成しないと、これは行政上にもえらい影響及ぼします。

(多賀谷会長) 作成するのはいいんですけど、どこに配布するかというのが問題となります。

(仲田委員) ですから、理事会でさんざんもんだあげく、配布先を検討しようというようなことで、作成することには決定しました。例えば名簿を 1 千冊なら 1 千冊つくったとすると一連番号つけておく。それで、一連番号の 1 番はだれに渡した、2 番はだれに渡したというようなところまで管理して、それと同時に表紙の裏に、この名簿には何々以外には使用しないというような表現を入れて作成しようということになりました。一応、管理の面を十二分に、該当しないようにしようというようなことで、今やっております。

(多賀谷会長) 平戸先生、学校どうするんですか、小学校、中学校。特に、今、緊急連絡網とかつくるでしょう。あれを教えたくないとかという人が出てくる。

(平戸委員) ないと本当に困るんですね。

(多賀谷会長) 学校から教えるのはいいんですけども、連絡網というのは生徒の親と親との間をつないでいくという感じがします。他の個人に他の個人の情報を教えてしまう。

(平戸委員) 学校から 30 人の生徒全部に連絡できないからネットをつくって行き渡るようにしているわけですね。

(多賀谷会長) 将来的にはそれはインターネットでやるという仕組みになるでしょうけど、今はインターネットが使えないところがありますから。

(平戸委員) 使えない人がたくさんいます。

(中曽根副会長) 連絡網の中、以前は住所が入っていたんですね。

(平戸委員) 親の職業も学歴も入っていましたよね。

(中曽根副会長) 2年ぐらい前までは、住所と電話番号は入っていました。今、住所は完全に消えています。あとは、電話番号も本当に知らせたいところだけ。例えば携帯番号とか、そういうふうにだんだん簡略化しています。

(多賀谷会長) 連絡網のリストを業者にやってしまったというような例がありますね。

(仲田委員) それが問題なんですよ。

(中曽根副会長) アルバムをつくるからとか、手法はいろいろありますね。

(仲田委員) そういうのは今度つくる時に一連番号で全部配布先を明確にしておく。

(秋谷委員) だめですよ。コピーされたら終わりです。

(仲田委員) おれならおれ、私なら私が持っていた、それを私が秋谷さんに渡した、秋谷さんがコピーをして、番号を消しちゃえば確かにわからないね。そこまでしちゃうと、つくれなくなってしまう。

(平戸委員) ちょっと話は違いますが、条例ができて、出先機関の規程もこの3月につくっているんですよ。市の方も相当指導はやろうという体制は隔々で感じ取れることは確かですよ。

(多賀谷会長) 出先機関は罰則の適用を受けないですよ。市の情報を受託してれば別ですけどね。

(稲垣委員) 受託しているんですよ。

(平戸委員) やっていますよね。それで、相当気をつけるんだという体制を、指導がこういうところまで行き届いているという感じは受けました。

(事務局 太田総務部長) その件につきましては、市政情報室の方でひな型をつくりまして、示して規定を設けるという指導をしたところです。

(多賀谷会長) その出先の機関とか、そういう法人等が持っている個人情報、罰則はありませんから、放っておくと漏れかねない。基本的に条例は適用ないですから、5千を超えれば基本法は適用されるでしょうけど、出資法人は多分5千を超えてないでしょう。大きな出資法人は5千を超えて適用があるんでしょうけど。そうすると、それは市が監督しなきゃいけない。

(事務局 太田総務部長) いずれにしても、個人情報の保護につきましては、全庁一丸となって取り扱ってまいりたいと思っておりますので、また折に触れ、御指導、御鞭撻をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(多賀谷会長) そのほかございますか。

(稲垣委員) 今、一丸となってという話なんですけど、結局、法律を守るとかそういう問題じゃなくて、ちょっとずつの行き違いがなったような感じするんですよ。こういうことって結構起きますよね。時間とって面談すれば間違いないのだけでも、電話なんかで

ちょこっと言って、あるいは、こちらも忙しく聞いたりすると、趣旨を取り違えてしまう。これを防ぐというのは一番重要な問題だと思うんですが、幾ら教育しても、しっかりやれよというだけではなかなか。そういうのはどうすればいいですかね。この件なんか、どっちかというとり違え、なんかちょっとずつのずれがだんだんずれてしまった。

(多賀谷会長) これ、基本的に本人が同意していると間違えたわけです。同意をちゃんととらなきゃいけない、それに尽きると思うんです。少し気になったのは、農業委員が非常勤の、特別職の公務員なわけですね。

(事務局 太田総務部長) そうです。

(多賀谷会長) 市としては、そういう人たちも条例の適用を受けるということを意識していますかね。

(事務局 太田総務部長) そこは、少なくとも職員がそのようなお話を、そういう情報をやる時に、事前にそういうお話を、その上で了解を得たか得られてないかと、その辺を含めて、その情報を得る時点で確認していく必要があります。

(多賀谷会長) それもわかりますけれども、この農業委員とか民生委員とか、いろいろな特別職がいますので、これは所管課がきちんと話をし、研修をしなければいけないですね。

(事務局 太田総務部長) おっしゃるとおりだと思います。その辺も周知徹底をしたいと思います。しております。

(多賀谷会長) そのほかございますか。

それでは、これをもちまして第1回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了といたします。事務局から何かございますか。

(事務局 太田総務部長) それでは、今日は大変御熱心にいろいろと討議いただきましてありがとうございました。

(問い合わせ先)

千葉市総務局総務部総務課市政情報室

TEL 043 - 245 - 5717